

2015年(平成27年)12月17日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2015年(平成27年)7月9日付けで諮問された「公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,制定結果の文書番号223207001581の記録除く)」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,制定結果の文書番号223207001581の記録除く)」の行政文書公開請求に対し,2015年(平成27年)6月29日付けで行った行政文書不存在を理由とした行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2015年(平成27年)6月15日付けで,実施機関に対し,藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により「公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の作成経過(打合せ状況等)が判る以下の起案文書一式・合議(協議開催通知,回答,協議の為の資料,協議内容記録)・審議(審議日時,審議の為の資料,審議内容記録)(但し,制定結果の文書番号223207001581の記録除く)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は,本件請求については,要綱制定起案文書にて行っており,特段

の打合せ等が行っていないことから、要綱制定起案文書以外に文書は作成しておらず不存在であるとして、異議申立人に対し同月29日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 異議申立人は同月30日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求め異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、2015年（平成27年）7月9日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 実施機関による本件処分の行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」では「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等が行っていない。したがって、要綱制定案文書以外には文書を作成しておらず、本件請求に係る文書は存在しない。」とするが、条例第12条では、「実施機関は、前条第1項の規定により拒否決定をする場合において、公開請求に係る行政文書の全部の公開を拒否する旨の決定をするとき（第9条の規定により公開請求を拒否し、又は公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していない場合において、公開を拒否する旨の決定をするときを含む。）、又は一部の公開を承諾する旨の決定をするときは、当該拒否し、又は一部の公開を承諾する理由を前条第2項の書面に併せて記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」とあり、今回の「拒否する理由」は、実施機関の慣例踏襲の独自見解で、根拠規定等の明示がなく、理由付記の要件を欠き不当である。また、実施機関は、2015年（平成27年）6月2日付け行政文書公開承諾決定通知書で開示した「(財)藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱の制定について(文書番号223207001581)」(以下「公開文書」という。)では、起案日と決裁日が同日であり、青少年課2名(1名不在)で審

議し、他部署間で合議したとの16名の担当者の押印があるが、要綱制定結果のみで、1日で全てが決まったとしていることも不自然である。拒否する理由で「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。」とあるので、協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずである。当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議ではなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当である。

イ 2015年(平成27年)8月6日付け行政文書公開拒否決定に係る非公開理由説明書(以下、「非公開理由説明書」という。)3頁3段落目では「公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金は、以前から藤沢市補助金交付規則に基づき交付されていたものを、新たに要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず、新たに制度を創設したのではないことから、合議・審議も係る協議調整は特段行っておらず、急を要したため、起案者自らが要綱制定起案文書を携えて回議して、決裁を受けたものである。」とするが、藤沢市補助金交付規則には「10割以内」との文言がない。実施機関は、なぜ、要綱第2条に「10割以内とする」としたのかの説明がないのは不当である。また、公開文書の起案理由説明では「このことについて、公益上の必要性から設置された(財)藤沢市みらい創造財団の経営及び運営について従事する役員は、多くの経営課題を処理するなど、その職務職責の困難性が極めて高いため、当該財団のプロパーが育成される間、行財政経験の豊かな人材がその任につき経営責任の一翼を担ってもらうことが有効かつ合理的である。」とするだけであり、「10割以内とする」根拠説明はない。「10割以内とする」では補助金とは言えず、根拠規定を要綱で示すのみである。異議申立人の請求は「10割以内とする」ことを決定した経過が検証出来る文書であるが、実施機関は、条例第1条「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もつて市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」とある条例の目的を理解せず、本件処分をすることは不当である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

(1) 異議申立人は申立ての理由の中で、条例第12条では「(中略)当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」とあり、今回の「拒否する理由」は、実施機関の慣例踏襲の独自見解で、根拠規定等の明示がなく、理由付記の要件を欠き不当である。」と主張するが、「藤沢市情報公開条例解釈運用基準」において、同条例第12条第1項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈が示され、「公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないため」とある。前述のとおり、本件に係る「行政文書公開拒否決定通知書」には、この解釈の趣旨に即した詳細な理由を示しており、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。また、異議申立人は申立ての理由において、「公開文書では、起案日2011年(平成23年)3月31日と決裁日が同日で、青少年課2名(1名不在)で審議、他部署間で合議したとの16名の担当者の押印がある。要綱制定結果のみで、1日で全てが決まったとしていることも不自然である。」また、「合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており、特段の打合せ等を行っていない。とあるので、協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずである。当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議でなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当である。」と主張しているが、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金は、以前から藤沢市補助金交付規則に基づき交付されていたものを、新たに要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず、新たに制度を創設したものではないことから、合議・審議に係る協議調整は特段行っておらず、急を要したため、起案者自らが要綱制定起案文書を携えて回議して、決裁を受けたものである。また、協議調整経過が立証できるメモ等は存在するはずである。当該公開請求文書が存在しないとするならば、合議ではなく供覧であり、組織的な文書偽造に近く違法・不当である、とする主張は理由がなく、認容できるものではない。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

異議申立人の本件請求の趣旨は、要綱第2条に「10割以内とする」とした

根拠のわかるものとして「公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱の作成経過（打合せ状況等）が判る以下の起案文書一式・合議（協議開催通知，回答，協議の為の資料，協議内容記録）・審議（審議日時，審議の為の資料，審議内容記録）（但し，制定結果の文書番号 223207001581 の記録除く）」の行政文書の公開を求めるといものである。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は，合議・審議に係る協議調整は要綱制定起案文書で行っており，特段の打合せ等は行ってない。したがって，要綱制定起案文書以外には文書を作成しておらず，本件請求に係る文書は存在しないことから不存在であるとして，本件処分を行った。

イ これに対し，異議申立人は，実施機関が処分時に行った処分理由説明は実施機関の慣例踏襲の独自見解で，根拠規定等の明示がなく，条例第 12 条の理由付記の要件を欠き不当であると主張している。

ウ さらに，異議申立人は，公開文書では，協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずであり，当該公開請求文書が存在しないとするならば，合議ではなく供覧であり，組織的な文書偽造に近く違法・不当であると主張している。

エ これに対して，実施機関によれば，藤沢市情報公開条例解釈運用基準において，同条例第 12 条第 1 項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈の趣旨に即した詳細な理由を示しており，また，協議調整経過が検証できるメモ等は存在するはずであるとの主張についても，以前から藤沢市補助金交付規則に基づき交付されていたものを，新たに要綱を制定し交付するように改めたに過ぎず，新たに制度を創設したものではないことから，合議・審議に係る協議調整は特段行っておらず，急を要したため，起案者自らが要綱制定起案文書を携えて回議して決裁を受けたものでメモ等も全く存在しない，とのことである。

オ 以上のことからすると，要綱制定起案文書以外に起案及び決裁を行った文書は不存在であるとする実施機関の主張については，必ずしも不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

カ したがって，本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2015. 7. 9	実施機関から審査会へ諮問書の提出
7.14	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
8. 6	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 7	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
8.10	異議申立人から審査会へ意見書の提出
8.12	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9.17	異議申立人への意見聴取
10.26	実施機関への意見聴取
10.26	審議
12.17	答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰 (2015年11月18日辞任)	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者